

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会議は「JCBPL プロ野球新人選手選択会議」（以下「ドラフト会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本規程は、一般社団法人日本児童野球保全機構（以下「リーグ」という。）が運営する Japan Child Baseball Protection League（以下「JCBPL」という。）において、新人選手の選択手続を定め、リーグの健全な競技運営および選手の公正な獲得を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 本規程における用語の定義は、次の各号による。

(1) 「ドラフト会議」とは、JCBPL プロ野球新人選手選択会議をいう。

(2) 「新人」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 高等学校を卒業した者で、当該年度にプロ志望届を提出した者

イ 大学を卒業した者で、当該年度にプロ志望届を提出した者

ウ 社会人野球に所属する者で、当該年度にプロ志望届を提出した者

エ 大学または社会人野球を中途退部した者で、在籍していた学校または所属団体が JCBPL 版プロ志望届を提出した者

オ 社会人経験者で、所属していた企業等が JCBPL 版プロ志望届を提出した者

カ NPB のプロ志望届を提出し、NPB ドラフト会議において指名されなかった者

キ JCBPL 版プロ志望届を提出した者

(3) 「プロ志望届」とは、NPB または JCBPL に提出される、当該年度のドラフト会議における選択対象となる意思を示す届出をいう。

### (外国籍の取扱い)

第4条 ドラフト会議において選択の対象となる者は、日本国籍を有する者、または次のいずれかに該当する者に限る。

(1) 日本人の親を持つ者

(2) 日本国籍を取得した者

(3) 日本国籍の取得手続中である者

2 前項に該当しない外国籍の者は、ドラフト会議の対象としない。

### (選択対象者の範囲)

第5条 ドラフト会議において選択の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) NPBのプロ志望届を提出し、NPBドラフト会議において指名されなかった者
- (2) JCBPL版プロ志望届を提出した者

2 前項の規定にかかわらず、次の者はドラフト会議の対象としない。

- (1) NPBまたは他のプロリーグにおいて契約経験を有する者
- (2) 海外プロリーグにおいて契約経験を有する者
- (3) リーグが随時獲得制度により受付・公示することを適当と認めた者

(開催日)

第6条 ドラフト会議は、毎年11月第1週目の金曜日に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由がある場合は、リーグが別に定める日程により開催する。

(プロ志望届の受付)

第7条 JCBPL版プロ志望届の受付は、ドラフト会議開催日の3か月前から開始する。

2 受付はリーグ公式サイトにおいて行うものとし、手続の詳細はリーグが別に定める。

3 NPBのプロ志望届を提出した者については、NPBドラフト会議において指名されなかった場合、自動的にドラフト会議の選択対象者として扱う。

## 第2章 選択手続

(選択方式)

第8条 ドラフト会議における選択は、次の方式により行う。

- (1) 第1巡目は入札方式とし、複数球団が同一選手を選択した場合は抽選により決定する。
- (2) 第2巡目以降はウェーバー方式とし、順位はリーグが別に定める基準により決定する。
- (3) 選択は、球団が選択希望選手をリーグに届け出ることにより行う。

(選択順位)

第9条 第2巡目以降の選択順位は、前年度の球団成績その他リーグが定める基準により決定する。

2 新規参入球団がある場合の順位は、リーグが別に定める。

3 選択順位に関する詳細は、リーグが別に定める選択順位決定要領による。

(選択希望選手の提出)

第 10 条 球団は、ドラフト会議において選択を希望する選手について、リーグが定める様式により選択希望選手名簿を提出しなければならない。

- 2 選択希望選手名簿の提出期限は、リーグが別に定める。
- 3 リーグは、提出された名簿に不備がある場合、球団に対し補正を求めることができる。

(選択の実施)

第 11 条 ドラフト会議は、リーグが指定する場所において、リーグの管理のもとに実施する。

- 2 選択は、リーグが進行を管理し、球団はリーグの指示に従わなければならない。
- 3 選択結果は、リーグがその都度公示する。

(抽選)

第 12 条 第 1 巡目において複数球団が同一選手を選択した場合、リーグは抽選を行い、選択球団を決定する。

- 2 抽選の方法は、リーグが別に定める。
- 3 抽選結果は、リーグが直ちに公示する。

(選択の終了)

第 13 条 球団は、選択を終了する場合、リーグに対し選択終了の意思を届け出なければならない。

- 2 選択終了の届け出を行った球団は、以後の巡目において選択を行うことができない。
- 3 全球団が選択を終了した時点で、ドラフト会議は終了する。

(選択結果の公示)

第 14 条 リーグは、ドラフト会議終了後、選択された選手の氏名、所属、選択球団その他必要な事項を公示する。

- 2 公示された選択結果は、リーグが訂正を認めた場合を除き、確定したものとする。

(選択の無効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合、当該選択は無効とする。

- (1) 選択対象者の資格を有しない者を選択した場合
- (2) 外国籍の取扱いに反する者を選択した場合
- (3) 虚偽の届出その他不正行為が認められた場合
- (4) リーグが特に不相当と認めた場合

2 選択が無効となった場合、当該球団は当該巡目における選択権を失う。

(選択に関する異議申立て)

第 16 条 球団は、選択手続に関し異議がある場合、リーグに対し異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、ドラフト会議終了後 24 時間以内に行わなければならない。

3 リーグは、異議申立ての内容を審査し、必要な措置を講じる。

(選択手続の管理)

第 17 条 ドラフト会議に関する手続は、リーグが管理する電子登録システムにより行うものとする。

2 電子登録システムの運用に関する詳細は、リーグが別に定める。

### 第 3 章 契約交渉

(交渉権)

第 18 条 ドラフト会議において選択された選手に対する交渉権は、当該選手を選択した球団が独占的に有する。

2 交渉権は、リーグが選択結果を公示した時点で発生する。

3 交渉権の有効期間は、リーグが別に定める契約締結期限までとする。

(契約交渉の開始)

第 19 条 球団は、選択結果の公示後、速やかに当該選手との契約交渉を開始しなければならない。

2 契約交渉は、球団が主体となって行うものとし、リーグは監督・管理を行う。

3 契約交渉に関する詳細は、選手契約規程による。

(契約締結期限)

第 20 条 ドラフト会議において選択された選手との契約締結期限は、リーグが別に定める日とする。

2 契約締結期限までに契約が成立しなかった場合、当該選手に対する交渉権は消滅する。

3 交渉権消滅後、当該選手は翌年度のドラフト会議に再度参加することができる。

(契約内容)

第 21 条 契約内容は、選手契約規程およびリーグが定める標準選手契約書による。

- 2 契約内容は、選手の安全、尊厳および将来の競技機会を損なうものであってはならない。
- 3 外国籍禁止の原則に反する契約は、すべて無効とする。

(契約交渉の禁止事項)

第 22 条 球団は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 契約締結前に金銭その他の利益を供与する行為
- (2) 選手またはその家族に対する不当な圧力
- (3) 虚偽の説明または誤解を招く説明
- (4) リーグが不相当と認める行為

2 前項に違反した場合、リーグは当該球団に対し制裁その他必要な措置を講じることができる。

(契約交渉の立会い)

第 23 条 リーグは、必要と認める場合、契約交渉に立ち会うことができる。

2 リーグは、契約内容が選手の安全および尊厳を損なうおそれがあると判断した場合、球団に対し改善を指示することができる。

(契約成立の報告)

第 24 条 球団は、選手との契約が成立した場合、速やかにリーグに報告しなければならない。

2 リーグは、契約成立を確認した後、契約成立選手として公示する。

(契約不成立の報告)

第 25 条 球団は、契約締結期限までに契約が成立しなかった場合、その理由を付してリーグに報告しなければならない。

2 リーグは、契約不成立選手について公示を行う。

(契約の無効)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する契約は無効とする。

- (1) 外国籍禁止の原則に反する契約
- (2) 虚偽の申請または不正行為に基づく契約
- (3) 選手の安全または尊厳を著しく損なう契約
- (4) リーグが不相当と認めた契約

2 契約が無効となった場合、当該球団は当該選手に対する交渉権を失う。

(契約に関する異議申立て)

第 27 条 選手または球団は、契約に関し異議がある場合、リーグに対し異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、契約成立または不成立の公示後 7 日以内に行わなければならない。

3 リーグは、異議申立ての内容を審査し、必要な措置を講じる。

#### 第 4 章 契約締結後の手続

(選手登録)

第 28 条 球団は、選手との契約が成立した場合、速やかに当該選手の登録手続を行わなければならない。

2 登録手続は、リーグ選手登録規程、支配下選手登録規程または育成選手登録規程による。

3 登録手続が完了した時点で、当該選手は正式にリーグ所属選手となる。

(登録の公示)

第 29 条 リーグは、球団から契約成立および登録申請を受けた場合、当該選手の登録内容を公示する。

2 公示された登録内容は、リーグが訂正を認めた場合を除き、確定したものとする。

(背番号・登録名)

第 30 条 契約締結後の背番号および登録名は、球団が決定し、リーグに届け出なければならない。

2 登録名は、リーグが定める基準に従うものとする。

3 外国籍禁止の原則により、外国語表記を前提とした登録名は認めない。

4 ただし、日本国籍を有する選手が希望する場合、リーグは特例として外国語表記を認めることができる。

(提出書類)

第 31 条 球団は、契約締結後、次の書類をリーグに提出しなければならない。

(1) 契約書 (リーグ標準選手契約書)

(2) 選手登録申請書

(3) 背番号・登録名届

(4) その他リーグが必要と認める書類

2 提出書類に不備がある場合、リーグは球団に対し補正を求めることができる。

(契約内容の確認)

第 32 条 リーグは、提出された契約書の内容が選手契約規程に適合しているかを確認する。

2 契約内容が選手の安全または尊厳を損なうおそれがある場合、リーグは球団に対し変更を指示することができる。

3 外国籍禁止の原則に反する契約は、すべて無効とする。

(契約内容の公表)

第 33 条 リーグは、契約内容のうち、競技運営に必要な範囲で公表することができる。

2 契約金額その他の詳細については、球団および選手の合意がある場合に限り公表するものとする。

(契約不成立選手の取扱い)

第 34 条 契約締結期限までに契約が成立しなかった選手は、契約不成立選手として公示する。

2 契約不成立選手は、翌年度のドラフト会議に再度参加することができる。

3 契約不成立選手は、随時獲得制度により球団と契約することはできない。

(契約成立後の禁止事項)

第 35 条 球団は、契約成立後に次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) 契約内容の不当な変更

(2) 選手に対する不当な圧力

(3) 選手の安全または尊厳を損なう行為

(4) リーグが不相当と認める行為

2 前項に違反した場合、リーグは当該球団に対し制裁その他必要な措置を講じることができる。

(契約内容の訂正)

第 36 条 契約内容に誤りがある場合、球団は速やかにリーグに訂正申請を行わなければならない。

2 リーグは、必要に応じて訂正を命じることができる。

3 訂正は、リーグが公示した時点で効力を生じる。

(契約情報の保存)

第 37 条 リーグは、契約書その他契約に関する情報を電子的に保存しなければならない。

2 保存期間は、リーグが別に定める。

## 第5章 雑則

### (他規程との関係)

第38条 本規程に定めのない事項は、リーグ選手登録規程、支配下選手登録規程、育成選手登録規程、選手契約規程その他リーグが別に定める規程による。

2 本規程と他の規程が抵触する場合は、新人選手の公正な選択および選手の安全・尊厳を最優先とするリーグの判断に従う。

### (書類の保存)

第39条 球団は、本規程に基づき作成した書類を、リーグが定める期間保存しなければならない。

2 リーグは、必要に応じて書類の提出または閲覧を求めることができる。

### (電子システムの利用)

第40条 本規程に基づく申請、提出、公示その他の手続は、リーグが管理する電子登録システムにより行うものとする。

2 電子登録システムの運用に関する詳細は、リーグが別に定める。

### (虚偽申請の禁止)

第41条 球団および選手は、本規程に基づく申請または届出において、虚偽の記載または不正行為を行ってはならない。

2 虚偽申請が認められた場合、リーグは選択の無効、登録拒否、制裁その他必要な措置を講じることができる。

### (反社会的勢力の排除)

第42条 選手は、反社会的勢力と関係を有してはならない。

2 球団は、選手の選択および契約に際し、反社会的勢力との関係がないことを確認しなければならない。

3 違反が認められた場合、リーグは選択の無効、契約の無効または登録の取消しを行うことができる。

### (外国籍禁止の徹底)

第43条 外国籍禁止に関する詳細は、リーグ選手登録規程およびリーグが別に定める規程による。

2 外国籍禁止の原則に反する選択、契約または登録は、すべて無効とする。

(個人情報の保護)

第 44 条 ドラフト会議に関する個人情報は、リーグ個人情報保護規程に基づき適切に管理しなければならない。

2 個人情報は、選択手続および契約手続に必要な範囲でのみ利用するものとする。

(規程の改正)

第 45 条 本規程の改正は、リーグが必要と認めた場合に行う。

2 改正後の規程は、リーグが公示した時点で効力を生じる。

(施行期日)

第 46 条 本規程は、リーグが定める日から施行する。